

innoventier 弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室



〈第1回〉

京都大学法学院卒業後司法修習を経て1994年より弁護士。その後米国デューク大学ロースクールに留学、法学修士(LL.M.)を取得するともに、ワシントンD.C.の米国大手法律事務所に勤務。2002年から特許序初の法制専門官として特許法改正作業に従事し、2003年より弁護士業務に復帰、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。企業法務に特化し、多数の企業に法律・経営にわたるアドバイスをする。

はじめに

職務発明報奨金と退職者

平成二八年の特許法改正で、再び職務発明制度が脚光を浴び、多くの企業で規程の作成や改訂作業が行われました。今回の法改正の目玉は、①使用者が特許を受ける権利を原始取得できること、②会社が発明を取得したときに従業者に支払う「相当の対価」が「相当の利益」に変更され、設計の自由度が上がったこと、そして、③相当の利益の付与について、特許法に根拠を持つガイドラインの策定が定められたことでした。これに対し、私が相談を受け、または知財部の方々と議論した範囲では、各社の対応に以下のような傾向が見られました。

(i) 原始取得については、今回職務発明規程を見直ししたほとんどの企業が

導入した。

(ii) 相当の利益については、金銭以外の利益の付与を定めた企業はほとんどない。

（i）の原始取得については、導入が容易でない、死亡したりすることもあるため、支払手続の負担が重く、また、未払金の処理や、遅延損害金の発生も気になっています。どう対処すればよいのでしょうか。

所得となり、税負担が増えるという問題はありませんが、届出時や出願時の報奨金額は小さいことが多く、影響は限られると思われます。他方、(ii)については、制度設計が難しい、発明と利益の紐づけが難しい、訴訟になると人事資料を証拠提出する必要が生じる、訴訟に備えて長期間人事資料を保管するのは非現実的、などの理由から、ほとんどの企業が静観しているようです。平成二八年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における新たな職務発明制度への対応状況に関する調査研究報告書」（知的財産研究教育財團の企業が金銭支払いを選択しており、私が相談を受けた中でも、金銭以外の相当の利益を制度化した企業はありませんでした。

退職者をめぐる主な問題点

職務発明規程の整備の相談に際しては、退職者の取り扱いについて頻繁に質問を受けます。問題となることとしては、①退職者には報奨金を支払わないという規程を設けても良いか、②退職時に一括支払いすることはできるか、③連絡が取れなくなつた場合にどのように対応するか、④未払金について遅延損害金をいつから一〇年か、ということです。

まず、未払金の処理について、簡便なのはいと一括払いとを選択できる「選択制」にするなら、比較的簡単な協議で足りると思われるが、毎年払いを廃止し、一括払いに一本化する場合には、相当の利益の額に変更が生じる可能性があるため、十分な協議をすることが必要になるでしょう。

第二に、たとえ一括払いを導入しても、規程の改訂前にすでに会社が取得した発明については、新規程は適用されません。つまり、新旧の規程の適用は、退職時ではなく、発明の取得時を基準として区別されます。そのため、すでに取得した発明について、新規程による一括払いを適用するためには、発明者から個別に同意を得るか、または、前述の選択制にし、選択によって同意を得た状態にする必要があります。

第三に、選択制を採用する場合の一括払金の支払額ですが、この制度を導入する目的は退職者への報奨金の支払いに伴う負担を軽減することが目的ですので、将来得られる見込みの総額に見合つた額か、それを少し上回る額とするなど、退職者を一括払いに誘導する設定とした方が良いでしょう。時折、低額の一括払いを定めている例も見ますが、一括払いが選択されず、結局毎年払いを続ける結果となつているようです。

退職者が所在不明になつたり、死亡したりした場合には、報奨金の支払いが困難になることがあります。この場合、会社は未払金を抱え、また、遅延損害金が発生することもあるので、対処を考える必要があります。

退職者への一括払い

では、退職時に、将来生じる実績報奨金を一括払いすることにより、会社の負担を軽減することは可能ですが、制度の導入にあたってはいくつか留意点があります。第一に、毎年払いを採用している会社が一括払いを導入するには、相当の利益の算定期法に関わる変更になりますので、後日相当の利益の支払いが不合理と判断されないように、導入の際に従業者との協議が必要になります。この場合、退職時に発明者が従来の毎年払

金は生じるのか、といった点が挙げられます。いずれも、実績報奨金を毎年算定し、支払っている企業において生じがちな問題です。

退職者に支払わない旨の規程

会社を退職したときは報奨金を支払わない、という規程は時折見かけます。会社にしてみれば、毎年退職者を追跡し、支払いを続ける負担は大きく、特に、個々の実績報奨金の額が特許を受ける権利を取得することで当然に発生する、雇用関係から独立した権利ですので、雇用関係が終了しても、一方的に消滅させることはできないのです。

発明者が死亡した場合にも、請求権は消滅せず、相続人に支払うことが必要になります。結論として、これは可能ですが、制度の導入にあたってはいくつか留意点があります。第一に、毎年払いを採用している会社が一括払いする事により、会社の負担を軽減することは可能でしようか。この場合、退職時に発明者が従来の毎年払

未払金の処理と遅延損害金

退職者が所在不明になつたり、死亡したりした場合には、報奨金の支払いが困難になることがあります。この場合、会社は未払金を抱え、また、遅延損害金が発生することもあります。この場合、未払金を

の支払額ですが、この制度を導入する目的は退職者への報奨金の支払いに伴う負担を軽減することが目的ですので、将来得られる見込みの総額に見合つた額か、それを少し上回る額とするなど、退職者を一括払いに誘導する設定とした方が良いでしょう。時折、低額の一括払いを定めている例も見ますが、一括払いが選択されず、結局毎年払いを続ける結果となつているようです。

この点、私は、発明者からの請求行為をトリガーとして支払手続を進める方式を採用することと、この問題に対応するようアドバイスしています（「請求起因方式」と呼んでいます）。請求行為のタイミングと、請求行為をトリガーとする支払手続を定めることで、消滅時効の起算点の明確化と、遅延損害金の発生防止をいずれも実現できる上、多くの会社で従来のプラクティスを大きく変えることなく導入できます。

規程の書き方などは少しテクニカルですが、有用かつ簡便な方式ですので、関心のある方はぜひご相談ください。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏が交代で執筆します。